

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 28日	
福島市長 殿	
提出者	
住 所 福島県福島市佐倉下字二本榎2番地	
氏 名 福島キャノン株式会社 代表取締役社長 相馬 克良 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 024-593-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	福島キャノン株式会社
事業場の所在地	福島県福島市佐倉下字二本榎2番地
計画期間	2024(令和6)年4月1日~2025年(令和7)3月31日(1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	情報通信機械器具製造業
② 事業の規模	
③ 従業員数	1,551名(2024年1月現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 処理工程図のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（5令和年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	排出量	14,405.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 発生工程の調査確認を行い、発生抑制を図ってきた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	排出量	14,261.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生工程の調査確認を行い、発生抑制を図ってきた。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 自ら中間処理により減量の実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 自ら中間処理により減量の実施

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（5令和年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（5令和年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	13,911.3 t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理により減量の実施			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	13,772.2 t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理により減量の実施			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（5令和年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（5令和年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	493.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	493.7 t	t
	再生利用業者への処理委託量	493.7 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全 処 理 委 託 量	488.8 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	488.8 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	488.8 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理により減量の実施		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度 (5令和年度) 実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

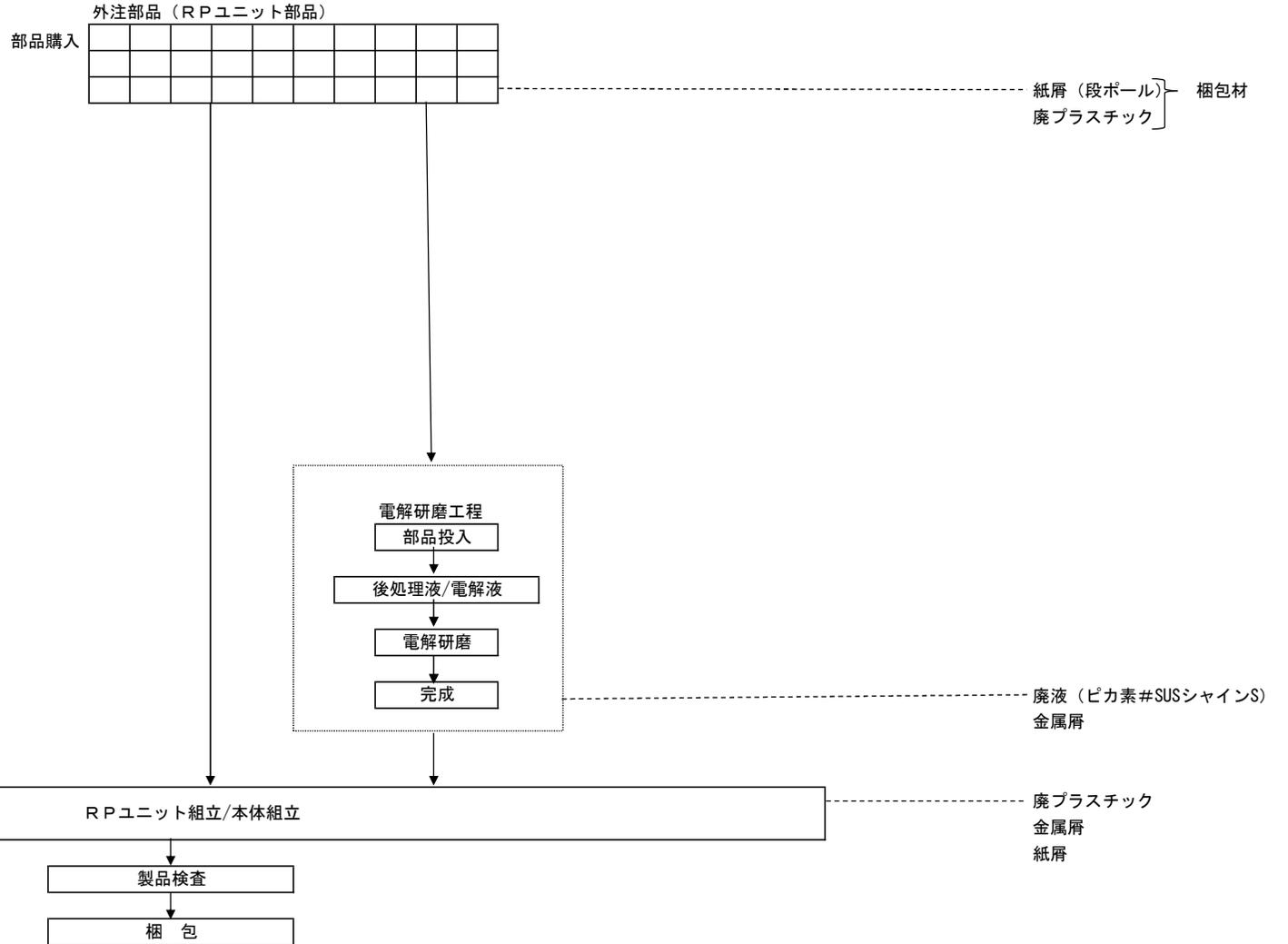
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 1 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の一連の処理の工程 ①

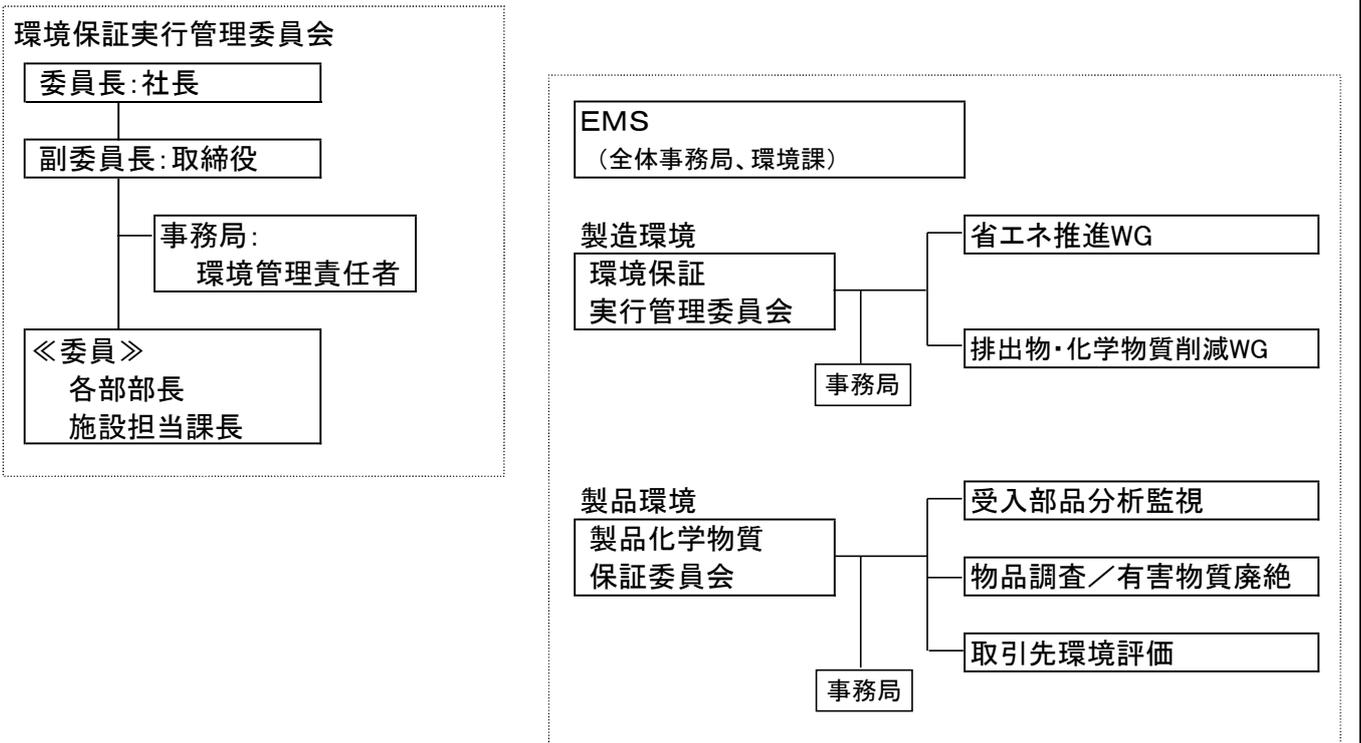
製造工程：プリンタ製造工程





## 2 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理に係る管理体制

### 1. 組織図



### 2. 職務分担

職名	職務内容
代表取締役社長	・福島キヤノン全体の業務を統括(組織責任者) ・環境保証実行管理委員会委員長
製造部部长	・排出物・化学物質削減委員会推進責任者
環境課課長	・環境保証実行管理委員会事務局(環境管理責任者) ・産業廃棄物管理責任者
環境課課長代理	・環境関連施設の運転／保守／保全 ・環境関連業務の点検／測定 ・産業廃棄物処理管理 ・排出物の抑制／再資源化計画統括 ・排出物の収集／分別／処理担当窓口 ・マニフェスト類の交付／保管
調達課課長	・原材料等(部品)の調達業務担当 ・協力会社等の統括窓口 ・補助材料等(化学物質他)の調達業務担当 ・包装資材等の調達業務担当 ・グリーン調達推進窓口の調達業務担当
総務課 課長	・顧客/地域住民対応窓口
人事施設部 部長	・従業員教育統括窓口

【別紙3】産業廃棄物処理計画/実施状況報告書 集計表

作成:2024年6月28日

項目			産業廃棄物 ※量の単位はt(トン)							合計(t)	特別管理産業廃棄物 ※量の単位はt(トン)		合計(t)
			汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	木くず	ゴムくず (廃プラ)	ガラス・陶 磁器くず		廃酸(pH2.0 以下)	廃アルカリ(pH 12.5以上)	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量	現状	73.4	19.8	0.6	9,556.0	31.0	263.4	1.4	9,945.6	137.0	14,268.0	14,405.0
		計画	72.7	19.6	0.6	9,460.4	30.7	260.8	1.4	9,846.2	135.6	14,125.3	14,261.0
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		現状											
		計画											
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	現状											
		計画											
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	現状	12.2			9,317.1				9,329.3		13,911.3	13,911.3
		計画	14.5			9,223.9				9,238.5		13,772.2	13,772.2
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		現状											
		計画											
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量	現状	61.2	19.8	0.6	238.9	31.0	263.4	1.4	616.3	137.0	356.7	493.7
		計画	58.2	19.6	0.6	236.5	30.7	260.8	1.4	607.7	135.6	353.1	488.8
	優良認定処理業者への処理委託量	現状	61.2		0.6	238.9		186.4	1.4	488.5	137.0	356.7	493.7
		計画	58.2		0.6	236.5		170.8	1.4	467.4	135.6	353.1	488.8
	再生利用業者への処理委託量	現状	61.2		0.6			77.0	1.4	140.2	137.0	356.7	493.7
		計画	58.2		0.6			90.0	1.4	150.1	135.6	353.1	488.8
	認定熱回収業者への処理委託量	現状											
		計画											
	定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	現状		19.8		238.9	31.0	186.4		476.1			
		計画		19.6		236.5	30.7	170.8		457.6			

・現状:前年度(令和5年度)実績量

・計画:今年度(令和6年度)計画量(目標)